

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	
	区分	分野								
38	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	高等学校等就学支援金制度に係る支給期間要件の緩和	高等学校等就学支援金制度における支給期間は、36月(定時制等の場合は48月)とされていることから、やむを得ない理由により対象者が留年した場合には、同制度による支援が受けられないため、個々の事情を斟酌したうえで支給期間を延長することができるよう、要件を緩和すること。	<p>【制度改正の経緯】 就学支援金の支給期間は、最大で36月である。(ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等過程・一般課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月。)このため、3年(定時制・通信制は4年)を超えて在学している生徒は対象外とされている。</p> <p>【支障事例】 年度の途中から、長期療養などやむを得ない事由により休学した者について、留年後の1年間のうち、重ねて修学することとなる休学前の期間に相当する月数については就学支援金制度の対象から外れることとなる。</p> <p>【制度改正の必要性】 長期療養等のやむを得ない理由により対象者が留年する場合も考えられるが、支給期間は最大で36月(定時制等の場合は48月)とされており、その事情を斟酌する制度となっていないことから、修業年限の制限について緩和を検討する必要がある。</p>	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第2号 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第2条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条	文部科学省	愛知県		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
39	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	学校施設環境改善交付金事業(公立小中学校等)に係る対象事業の要件緩和	公立小中学校等について、老朽化が著しい部分のみの改修についても対象事業となるよう要件を緩和すること。	<p>【制度改正の必要性】 学校施設(公立小中学校等)の老朽化対策として、学校施設環境改善交付金事業が実施されているが、老朽化による改修については、「建物の外部及び内部の両方を同時に全面的に改修するものであること、建物全体の延べ床面積の約70%以上を改修するものであること」等の対象事業の要件が設定されており、老朽化が著しい部分のみの改修は対象となっていない。 老朽箇所の復旧を目的とした部分的な改修によって、長寿命化が図られる施設もあることから、こうした改修も対象事業とするよう要件の緩和が必要である。</p> <p>【支障事例等】 県内自治体において、本交付金事業の活用を検討したが、老朽化が著しい部分のみの改修は対象外であるため、活用を断念した事例があった。</p>	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1項6	文部科学省	愛知県	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省 庁	団体名	その他 (特記事項)	
	区分	分野								
42	B 地方 に対する規制 緩和	教育・文 化	教育支援体制整備事 業費補助金(いじめ対 策等総合推進事業) に係るスクールカウンセ ラー等活用事業の 要件緩和	高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという枠を撤廃すること。	<p>【制度改正の必要性】 本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士を要望のある全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援をする生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。</p> <p>しかしながら、同事業の実施要領において、高等学校については、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるが、本県における近年の情勢では、適正な基準とはいえなくなってきており、枠を撤廃して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい。</p> <p>(※)同事業自体は、小中学校等も対象としており、高等学校への配置が、高等学校も含む全ての配置校の10%以内に限られるという趣旨</p> <p>【支障事例】 本県では、平成27年度は同事業の対象として小中高全体を通じて30名のスクールカウンセラーを増員し、相談体制の充実を図ったところである。特に県立高等学校においては、いじめ等の顕在化を背景にカウンセラーの配置を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠の上限があることから、県立高等学校に対する増員は30名のうち23名(残り7名は小中学校等への配置)に限られ、従来からの配置校を含めても配置は53名にとどまった。(小中高全体を通じた配置校が555校であり、高等学校への配置はその10%である55人までに限られるため)</p> <p>カウンセラー配置校では、カウンセラーが常駐し、気軽に生徒からの相談を受けられる体制を目指しているが、近年高等学校においても小中学校と同様に、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援をする生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、配置校以外からの派遣依頼も多く、カウンセラーが近隣の高等学校への巡回相談も実施しなければいけない状況になっている。このため、配置校及び巡回校ともに継続的にケアの必要な生徒に対する十分な相談体制がとれていない。</p>	教育支援体制整備事 業費補助金(いじめ対 策等総合推進事業)交 付要綱第20条 スクールカウンセラー 等活用事業実施要領 5	文部科学省	愛知県		

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)							
<p>埼玉県、千葉県、甲府市、八幡浜市、高知県</p> <p>○【制度改正の必要性】 本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士等を全日制16校(2校配置)、定時制10校(拠点校配置)、教育事務所等6カ所(拠点配置)の計32カ所に配置して、全県下の高等学校への対応が出来る体制を整えている。 しかしながら、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等、学校からのスクールカウンセラーへの支援の要請は日を追うごとに増加し、現在対応しきれていない状況にあり今後の増員は必要不可欠である。 27年度予算においては、同事業の実施要領において、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるため、その枠内(392カ所中32カ所)で配置しているが、現在のスクールカウンセラーリクエスト状況や、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で、スクールカウンセラーの増員配置が必要となっており、この枠組みでの対応はできないため、この枠を撤廃して、小中高全体を通じたニーズによる配置ができるようにしていただきたい。 【支障事例】 県立高等学校では、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等について、スクールカウンセラー拠点校での対応のほか、拠点校以外からの派遣要請が非常に多く、緊急な派遣要請があっても、派遣までに数日を要する状況にある。 教育現場からは、スクールカウンセラーアクセスの要望が多く寄せられているが、10%枠の制約から現在の配置数となっている。 更に本県では、今後、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で10%枠以上への増員配置は必要不可欠であり、増員配置する上で大きな支障となる。 ○スクールカウンセラーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において必要不可欠なものだと考えている。 甲府市としても、補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化・雇用の安定を望む。 ○スクールカウンセラーアクセス配置校と未配置校とのグループ化を図り、配置校での業務に支障のない範囲で、未配置校からの相談に応じている。しかし、スクールカウンセラーが配置校において多忙であること、相談を希望する高等学校へ赴いて相談に応じるための旅費が十分にないことなどの課題があり、未配置校からの要望に応えきれていない現状である。</p>	<p>児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等を学校等に配置し、心のケアの充実を図ることは重要であると認識している。</p> <p>スクールカウンセラーの配置については、不登校やいじめなどの問題行動の多い小・中学校の義務教育段階を中心に配置を進めることとしており、地域の実情に応じて、高等学校への配置について10%の流用を可能としてきたところ。</p> <p>文部科学省としては、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小・中学校(27,500校)に配置することを目指しており、まずは、義務教育段階における教育相談体制の整備に努めつつ、限りある予算の中で、地域の実情に応じて、効果的・効率的にスクールカウンセラーが配置されるよう、引き続き支援してまいりたい。</p> <p>(参考) 平成28年度予算案(スクールカウンセラー等活用事業) <table> <tbody> <tr> <td>小学校への配置</td> <td>15,500校</td> </tr> <tr> <td>中学校への配置</td> <td>10,000校</td> </tr> <tr> <td>教育支援センターへの配置</td> <td>250箇所</td> </tr> <tr> <td>貧困対策の加配</td> <td>1,000校</td> </tr> </tbody> </table> </p>	小学校への配置	15,500校	中学校への配置	10,000校	教育支援センターへの配置	250箇所	貧困対策の加配	1,000校
小学校への配置	15,500校								
中学校への配置	10,000校								
教育支援センターへの配置	250箇所								
貧困対策の加配	1,000校								

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野							
92	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	文化財関係国庫補助金に係る補助対象の追加	①指定文化財管理費国庫補助要項で補助対象外とされている地方公共団体が所有する物件についても補助対象とすること。要項3(6)について文部科学省所管文化庁所属の国有財産以外も補助対象とすること。 ②要項で補助対象外となる庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石地、池、沢、森林を除く。)についても補助対象とすること。	<p>【支障事例】 ①指定文化財に関する維持管理費については、年間数千万単位にのぼる例や、自治体によっては部局予算の3~4割程度を占める例もある。 文化財の維持管理費は、予算削減の対象になり易く、年々予算の確保が困難になってきている。また、毎年予算の範囲内でできる限りの維持管理を進めているが、除草作業等が十分に行えず、県民から苦情を受ける場合もある。さらには、維持管理の不十分さが、文化財の修理時期を早める要因の1つになる場合がある。 中には、維持管理費に多額の費用がかかることから、文化財の価値は高いものの指定に対し消極的な事例や指定を受けたものの公有化を躊躇する事例も見受けられる。 ②補助要項上、補助の対象となるのは重要文化財や名勝等の庭園、文部省所管文化庁所属の国有財産等に限られており、現状では、庭園以外の史跡や天然記念物(島、岩石地、池、沢、森林を除く。)は補助対象となっていない。 史跡や天然記念物の維持管理の重要度も重要文化財等と同様であり、費用もかかることから、実際に維持管理を担う地元市町村からも維持管理費の支援については要望が多い。</p> <p>【地域の実情を踏まえた必要性】 ①②ともに補助対象が追加されれば、その分の予算を文化財の活用等に回すことができ、さらなる地域の活性化につながる。ひいては、文化財を活かしたまちづくりをとおして住民の生きがい創出につながると期待される。</p>	文化財保護法 指定文化財管理費国庫補助要項	文部科学省(文化庁)	九州地方知事会	熊本県提案分

